

# 人間らしく生きる！～愛媛からガイな風を起こそう～

## 2015年度生保裁判連総会兼交流会、愛媛県松山市で開催！

今年度の生保裁判連総会は、愛媛県松山市で10月24日（土）午前10時から、愛媛大学教育学部（2号館、本館）にて開催します。

詳しくは同封の総会開催要領をご覧ください。

今年の総会も、全国各地からの裁判や審査請求、生存権等の運動の報告が目白押しです。皆さまふるってご参加下さい。

# 生保裁判連 ニュース

第五十六号 二〇一五年八月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)

## 現地からのご招待

愛媛・松山へおこしく下さい！

愛媛大学・生存権裁判を支える愛媛の会 鈴木 静

10月24日（土）は、愛媛大学を会場に生保裁判連全国総会が開かれます。どうぞお越しください。

基調講演では、岡山から阪井ひとみさんと井上雅夫弁護士（いずれもおかやま入居支援センター）をお呼びします。岡山の地域移行支援、賃貸住宅への入居支援の仕組みは、まさに画期的なものです。精神障害や生活保護利用者の一人一人の意向に寄り添い、必要なサービスをつくりだしてきました。阪井さんは不動産業であり、いわゆる福祉分野の専門家ではありません。それが良さです。不動産業のプロとして住宅確保、必要な見守りを行いつつ、井上弁護士や社会福祉士の皆さんとともに生活支援ネットワークを作り出しています。それぞれがプロフェッショナルとして連携し、協力し合っています。ぜひ、全国の皆さんにも知っていただきたい取り組みです。

分科会は3つ立てる予定ですが、そのうち1つは現地企画です。四国愛媛は温暖な地ですが、同時に保守的な地でもあります。こうしたなかで、生活保護裁判、また社会保障裁判の原告になることは、生易しいことではありません。



せん。さまざまな葛藤を抱えて原告になり、それぞれの場で奮闘しています。分科会を、原告、弁護団、支援する会の交流の場にしたと思います。愛媛からは、生活保護基準引き下げ撤回を求めている「人間らしく生きたい裁判」原告、重複身体障害をもつ男性の介護支給量訴訟のほか、岡山からは向かう浅田さん、広島からは生存権裁判（高齢加算廃止）原告だった加藤さんをお呼びする予定です。裁判の大変さだけでなく、面白さや楽しさ、未来へ向けて展望が持てるような交流になることを期待しています。

愛媛「人間らしく生きたい裁判」で闘っている原告は、現在41人です。原告らは自らの裁判を「愛媛・人間らしく生きたい裁判」を名づけました。「せめて、人間らしい生活を」とのさやかな願いが込められています。2014年11月11日に提訴、これまで2回の期日が開かれました。1回目は単身男性2名の、2回目はシングルマザーの生活実態に関する口頭意見陳述でした。シングルマザーの女性は、子どものことを最優先し、自分の事は後回しにしています。それを知る単身男性は、子育て世帯こそ大変だけど、原告に立つことが出来る人は多くない。自分達はシングルマザーの方たちのためにも原告になり、法廷に立っているのだと強くいわれていました。裁判は、

自分のためだけではなく、他の人のためにも闘っていることがよくわかる口頭意見陳述でした。原告らは、これから10年闘う気持ちでいます。

会場から道後温泉は、歩いて10分ほどです。「泳ぐべからず」の立て看板は今も道後温泉にありますので、楽しみに温泉に入りに来てください。心からお待ちしております。



## 運動の報告

### 生活保護基準引き下げ問題に関する集団訴訟について

生活保護基準引き下げにNO！全国争訟ネットワーク事務局 弁護士 吉田雄大  
2013年8月1日から3段階で、生活扶助基準が大きく引き下げられました。保護世帯の実に96%、200万人以上の生活保護利用者が対象となり、3段階を経て平均6.5%、最大10%減少するという、対象、金額のいずれにおいても過去に例をみない最大のものでした。2015年4月1日には3段階目の引き下げが完了するとともに、7月からは住宅扶助基準の「見直し」として、大都市圏を中心に大幅な引き下げが行われています。さらに今冬からは冬季加算の「見直し」（大多数の地域での引き下げ）も控えています。現在まさに、生活保護基準は引き

下げラッシュの状況です。生活扶助基準の3段階引き下げについては、2011年4月以降、社会保障審議会生活保護基準部会において検討され、同部会は2013年1月18日に報告書を公表しました。

同報告書では第1・十分位の世帯の生活扶助相当支出に基づき統計的手法を用いた検証作業が行われました。低所得層の中に多く含まれる「漏給層」の存在のためこの方法には批判も強く、同報告書は当該検証作業には限界があることにも留意せよとして、安易な基準引き下げに警鐘を鳴らしました。しかし政府は2012年総選挙に先立ち「保護費10%削減」を公約に掲げた自民党の意向を汲んでか、「財政効果」670億円を見込んで、生活扶助基準の引き下げを強行しました。しかもこの670億円分の中には、「デフレ調整分」として、基準部会では一切検討されていない物価下落を名目とした引き下げが含まれています。さらに、そこで用いられている「生活扶助相当消費者物価指数(CPI)」なる奇怪なものには、統計の常識を著しく逸脱する非常識な内容が多々含まれていました。あまりに強引で、到底合理性が認められない生活扶助基準引き下げに対し、全国各地で反対の声が上がりました。2013年には全都道府県において実に1万0654件の審査請求が出されました。これは年間過去最多だった2009年(1086件)の10倍に迫る、空前の数字です。そして現在、24都道府県において、約770名の集団訴訟が提起されています。裁判では、老若男女さまざまな方が

原告に立ち上がっています。生活実態をあぶり出しリアルに伝えるための工夫は不可欠で、現在そのための下準備が急ピッチで進んでいます。また法廷内でも、基準部会やCPI問題をはじめとして多岐に亘る論点で闘われさらに、生存権裁判を経て飛躍的な深まりを見せた判断過程統制の問題や、さらには国際人権規約から導かれる憲法解釈など、最先端の議論が目白押しです。

生活保護基準の引き下げは、我が国のナショナルミニマムを破壊し市民生活のあらゆる場面に甚大な影響を及ぼすものです。2015年10月28日には「10・28生活保護アクション」で、「憲法25条大集会」を開催予定で、当日ふるってご参加いただきたいほか、実行委員会へのご参加や各地での「プレ企画」など、皆さま一人ひとりがさまざまな形でこの問題を盛り上げていっていただければと思います。

政府与党の国民軽視、専門家軽視の態度は、現在審議中の戦争法案において白日の目にさらされましたが、生活保護基準引き下げにおいても、国の結論先にある姿勢は目に余ります。この秋は、憲法25条を守る取り組みに結集しましょう！



## 5月14日山本太郎参議院質問の紹介

裁判連事務局 弁護士 森田基彦

1 平成27年5月14日(木)の第189回国会(内閣委員会)にて、山本太郎参議院議員が子どもの貧困、生活保護と高校生生活(アルバイト料と給付型奨学金の収入認定問題)を取り上げました。質疑の内容についてご報告します。

### 2 質疑

○山本太郎君 生活の党と山本太郎となかまたち共同代表、山本太郎です。

高校生と生活保護の視点から、子供の貧困に関する質疑をいたします。お伝えしたいこと、お聞きしたいこと、たくさんございます。答弁者の皆様には簡潔にお答えいただきますようお願いいたします。

皆様にお配りしている資料の一枚目、御覧いただきたいと思っております。同じものをフリップで用意しております。(資料提示)厚生労働省、平成二十五年国民生活基礎調査をグラフにしたものです。これは何のグラフかお分かりになりますか。皆さん御存じのとおり、日本の貧困率の推移でございます。

我が国では、一人当たりの収入、年百二十万円で満が貧困ということになっております。月収に直すと十万円以下、これが年々悪化してまいります。平成二十四年には一六・二%になりました。子供の貧困率は全体より悪く、一六・三%。いずれも過去最悪です。一六・三%ということとは、六人に一人、四十人学級だと六人から七人は貧困な子供がいるということ。母子家庭等の一人親世帯の貧困率は五四・六%、半分を大きく超えています。先進国と言われるOECD加盟国中、最低、最悪ということ。これ、本当にゆゆしき事態だと思います。有村大臣、どのようにお考えですか。短く一言でお願いいたします。

○国務大臣(有村治子君) お答えいたします。御指摘いただきました相対的貧困率、

相対的な貧困とされる境界線となる金額はその国の全体的な所得の水準、分布によって引つ張られるために、おのずからこの指標ですと諸外国に比べて日本の子供や一人親家庭の貧困が絶対的に高くなつてきますので、絶対的に比べて物理的に日本の子供たちが、貧困がほかの国の子供よりも厳しいというわけでは必ずしもないということには留意をしなければなりません。さはさりながら、子供の貧困という今日的課題に直視して、世代間で貧困の連鎖がないようにやっていくことは極めて大事だと思っております。

短くということですので結論だけを申し上げますと、これまで必ずしも十分に行われてきたとは言えない子供の貧困に関する実態調査、これは今年初めてしっかりと調査を本格的にしているという予算を取らせていただきました。厚労と内閣府、我が方でのような指標があるのか、その指標を改善した先に本当に子供の現場にとって改善策が図られるのかということを精緻に研究をして、そして、今回立ち上げました子供の未来応援国民運動発起人集会以決議をしていただいた趣意書に基づいて、しっかりとお金とそしてお金の以外の支援が行くように実行を今年進めてまいります。

○山本太郎君 ありがとうございます。短くと言いましたけれども、今の言葉も聞けるんだから本当に有り難かったです。とにかく調査がなければ実態が分からない、調査は絶対になさやいけないんだということを力強くおっしゃっていただきたいと思います。

子供の貧困の何が問題か、皆さん御存じのとおり、貧困の連鎖という言葉があります。例えば、生活保護家庭で育った子供たち、進学、就職の機会に恵まれず、大人になって生活保護を利用せざるを得ないといった事態に追い込まれると。

一般世帯と生活保護世帯の高校等進学率、大学等進学率、それぞれどうな

っていますか。  
○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。

議員御質問の数字でございますが、平成二十五年四月のものが、公表されているものがあって、最新でございますので、その数字でお答えさせていただきます。

平成二十五年四月の高等学校等進学率でございますが、生活保護世帯で九〇・八%、一般世帯で九八・六%でございます。また、専修学校等を含む大学等進学率でございますけれども、生活保護世帯で三二・九%、一般世帯で七三・三%となっております。

○山本太郎君 ありがとうございます。高校の進学率というところでは八%ぐらいの開きなんですけれども、これ大学の進学率ということになると四〇%以上の格差になってしまつと。今の日本、いい悪いは別にしまして、やっぱり学歴社会なんです。いい高校、いい大学に入れないと給料の高いいい会社に入れません。高校を留年しただけでなく中退までしました、中卒資格しかない私が言うんですから間違いないでございます。

生活保護家庭の子供が大学に進学したいと考えたときに、現行の生活保護制度上、予備校や進学塾代、大学の入学試験料や入学金を給付する仕組み、ありますか。

○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。

最低限度の生活を保障するという生活保護法の趣旨からいたしますと、高等学校等卒業後は就学によって得られた技能や知識の活用を図るべきであるということから、生活保護を受けながらの大学への進学は認めておりません。したがって、生活保護制度におきまして、議員御指摘になりました予備校代や模擬試験代、受験料、大学入学金等、大学への進学のための給付は行っておりません。一方で、生活保護世帯の高校生が卒

業後世帯から分離して大学に進学することは認めておまして、大学への進学後、希望される場合には、本人のアルバイトの収入のうち大学進学のために事前に必要となる経費に充てる分を収入として認定せず、預貯金することをお認めしております。また、保護費を含む世帯全体の収入のやりくりによりまして大学進学のために事前に必要となる経費に充てる分を預貯金することを認めております。そうしたことによりまして、保護世帯の高校生の大学への進学を支援しているところでございます。

○山本太郎君 だから、給付としての仕組みはないということですよ。生活保護世帯の子供の大学進学を後押しする、生活保護制度上での給付がないから、せめて自分で頑張つて手に入れた奨学金、ほかにもバイト代、活用できるようにしてあげるべきですよ。でも、実情どうなつていますか。

続いての資料を皆さんに御覧いただきたいんです。

福島県の高中生A子さん、母子家庭で生活保護を利用されています。高校三年間、年十七万円の給付型奨学金を受けられることになり、頑張つて勉強して希望の高校にも合格しました。平成二十六年になって、奨学金の一部、十四万円を受け取りました。ところが、福祉事務所がその全額を収入認定し、その分、保護費を減額してしまつたんです。あり得ませんね、本当に。

A子さん、せっかく奨学金をもらえらることになって、充実した高校生活を送れる、塾にも通えるかもしれないと思つていたので、全額収入認定して取り上げるなんて、高校生の夢と希望を奪うのと同じですよ。余りにも酷じゃないですか。

三月十八日、参議院の予算委員会で共産党の田村智子議員、すばらしい質問をしてくれました。それに対する塩崎大臣の答弁も、生活保護世帯の高校生が奨学金を受け取った場合について

は、その給付される趣旨に鑑みて、就学のために必要な経費として、例えば修学旅行費、クラブ活動費に充てられる場合には収入として認定しない取扱いを設けていると答弁されました。

ということとは、奨学金の趣旨に反していなければ、参考書、問題集の購入、大学に進学するための塾、模擬試験の費用などに充てることも許されますよね。どうでしょう。短めに。

○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。

生活保護世帯の自立更生のために支給される金銭につきましては、収入認定から除外することで生活保護受給世帯の自立の助長を図ることとしております。議員御指摘のように、そのため、奨学金が生活保護の高等学校等就学費の支給対象とならない修学旅行費やクラブ活動費等の経費に充てられる場合には収入認定から除外し、保護費を減額しない取扱いとしております。

また、議員御指摘の塾代、参考書代、模試代の扱いでございますけれども、塾代に充てられる場合には収入認定から除外することとはしておりません。また、参考書につきましては、基本的には生活保護費の中の高等学校等就学費で支給されますけれども、賄い切れない経費であつて必要最小限度の額については収入認定から除外することとしております。また、模擬試験につきましては、その実施実態等を勘案しまして、恐らく保護の実施機関におきまして収入認定から除外する判断があり得るものというふうにご考えております。

いずれにいたしましても、生活保護制度は全額原資は税金でございます。利用できる資産、能力、その他のあらゆるものを活用することを前提としておりますので、最低限度の生活を保障しながら、どこまで収入として認定しないこととするかについては、生活保護を受給されていない方との均衡を考慮する必要がありますと考えております。○山本太郎君 余りにもおかしいんで

すよ。だって、酒飲むために控除しろとか言っている話じゃないんですよ。競輪、競馬やりたくてそう言っているわけじゃないんですよ。

厚生事務次官通知でも出ていますよね、次に挙げるものは収入として認定しないこととして。高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄い切れない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額。最小限度の額じゃないですか、こんなの、参考書、問題集の購入、模擬試験の費用。これ、認められないと余りにもおかし過ぎませんか。せっかくの奨学金、もらった奨学金、何の検討もなし、全額収入認定なんてあり得ない。奨学金の趣旨に完全に反するものですよ、これ。個別の判断としてもあり得ないと思うんです。次に行きます。

せっかく給付された奨学金、全額収入認定するというのは余りにも酷、厚生労働省として実情をきつちりと調査して、このような非人道的決定、取り消すように市を、各自自治体を指導すべきじゃないですか。指導してください。短めに。

○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。

個別の事案についてはお答えを差し控えさせていただきますけれども、生活保護世帯の高校生が奨学金を受け取られた場合には、収入申告をしていた上で、その用途を確認して、奨学金が高等学校等就学費の支給対象とならない修学旅行費やクラブ活動費等の経費に充てられる場合については収入認定から除外する取扱いとしております。

厚生労働省といたしましては、こうした取扱いにつきましては、今後とも様々な機会を通じて各自自治体に周知徹底し、適切に運用されるよう努めてまいりたいと思っております。

○山本太郎君 続きまして、資料ケース二と書かれたものを御覧ください。

神奈川県川崎市の生活保護世帯のB子さん、今は大学生になっていますが、高校生であつた平成二十二年六月から平成二十三年六月までアルバイトをし、月二万円から三万五千元、合計三十三万円の収入を得ました。このアルバイト料のうち、九万八千円は修学旅行費に、バイト代の九万八千円は修学旅行費です。残りは大学入試の受験料等に使い、実際、見事大学に合格しました。

B子さん、アルバイト料の申告義務があると知らず申告していませんでしたが、福祉事務所の調査で判明し、不正受給生活保護法七十八条違反として三十三万円全額の返還命令を受けました。B子さんの父親、これを不服として争っていましたけれども、横浜地方裁判所平成二十七年三月十一日、不正受給と断ずるのは原告に酷として、決定の取消しを命じる判決を言い渡したというケースです。

このケースの問題点を御理解いただく前提として、生活保護を利用している世帯の高校生がアルバイトをした場合、きちんと収入申告すればどうなるのかという具体例を見てみます。続いたの資料、アルバイト料月三万五千元の場合と書かれたものを御覧ください。

例えば、ある高校生が月三万五千元のバイト代をもらった場合、未成年が働いたというだけで一律一万四千円が収入認定から控除されます。これを未成年控除というらしいです。また、働いて得た収入の基礎控除、これは収入が増えるほど控除額も多くなりますが、三万五千円の場合は一万七千二百円です。これだけで二万八千六百円、三万円近くが控除されるということですよ。さらに、修学旅行費やクラブ活動費など、高校生活や将来の自立のために必要と認められた経費についても控除が認められます。

つまり、高校生のバイト程度の収入であれば、きちんと収入申告さえすれば全額控除されて充実した高校生活や大学進学のために使うことができる

と。この説明、理解で間違いありませんか。短めに。

○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。

議員御指摘のとおり、生活保護におきまして、勤労収入は本来生活に充てるべき資力ではございますが、収入認定の過程におきまして、その収入から勤労に伴う必要経費を控除することとなります。

御質問の高校生のアルバイト収入でございますが、三万五千元ある場合につきましては、ここにございますように、基礎控除一万七千二百円、未成年者控除一万一千四百円を差し引いたまま六千四百円が収入認定額の基礎となります。さらに、本人や世帯の自立の助長に資する観点から、学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄い切れない経費、また就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられると認められる額については収入として認定しない取扱いができることとしております。

以上でございます。

○山本太郎君 同じことを言われただけでは、間違いがなかったということですよ。

だからこそ、横浜地裁の判決も、申告さえすれば全額自分のために使えたものを、申告漏れがあつたというだけで不正受給として全額返還命令するのは酷と判断したんですよ。

じゃ、なぜ川崎市は全額不正受給扱いしたんでしょうか。川崎市だけおかしな扱いをしたんでしょうか。実はそうじゃないと。詳しい人に聞きますと、全国的に同じようなケースはごまんとある、川崎市のケースは氷山の一角だということなんです。不正受給のうち四分の一くらいは高校生のバイト料の未申告が占めていると言うケースワーカーが多いようです。

大学社会福祉学部の教授、吉永純さんの著書「生活保護の争点」、これの二百八十五ページには、ある福祉事務所では、ある年度に不正受給とされた十八件中六件、つまり三分の一が高校生のアルバイト収入の未申告であつたと記されています。

私たちの中には、生活保護イコール不正受給、不正受給イコール悪質といったイメージが刷り込まれてしまつていますよね。恐らく、メディアであつたり政治の場の発言であつたりということだと思ふんですけれども。この不正受給とされるものの中に悪質とは言えないものもかなり含まれているという現実があるんですよ。

お聞きします。不正受給のうち高校生のアルバイト代の未申告、どれだけあるか、調査しているなら教えてください。

○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。

お尋ねの件につきましては把握しておりませんが、平成二十五年度におきます不正受給の総件数は四万三千二百三十件でございます。金額ベースでは約百八十七億円となつております。そのうち稼働収入の無申告、過少申告の件数は二万四千六百九十九件となつております。

○山本太郎君 済みません、質問したことにだけ答えてください。

不正受給全体の二%しかいないというのを言いたかつたんですか。それ、金額に直したら〇・五%しかないということをお願いしたかつたんですか。もちろん、僕も不正は良くないと思ひます。正されるべきだと思ひます。でも、不正受給とされている中に、本当に不正受給と認めていいのかわられるような案件がたくさんあるんだという話を今しているだけなんです。

話戻ります。調査はされていない、そういうことですね。調査していないんです。この高校生、例えば不正受給、不正受給認定された高校生のバイトと

いう意味での調査なんてされていないです。調査しない、調査しなければ実態が分からない、当然なんです。調査して、実態を知って、対策をどう練る、どうしていくのかということとを考へなさい。これ、基本だと思われませんか、有村大臣。このことだけじゃなくて、この調査をして、実態を知って、そして対策をしていくというのは、この生活保護だけじゃなくて、それ以外のこともイコールだと思っんです。いかが思われますか、大臣。

○**国務大臣(有村治子君)** 山本委員御指摘のとおり、本件は厚生労働省さんが所管をされています。実態調査の必要性、適切にその対応をしていただくというのは、所管を持っていない私とそのすべを持っておりませんので、御主張は真摯に受け止めますが、厚生労働省さんにお聞きいただくものでありますので、お気持ちに沿ったお答えが、所管の組織のすべを持っていないのでできないということ率直にコメントさせていただきます。

○**山本太郎君** ありがとうございます。この縦割りという中で、その中でいろんな発言を求めるといのは非常に難しいことだということが分かりました。でも、冒頭に、やはり調査は必要だと、その調査をやっていくんだという力強いお言葉、今も覚えております、先ほどのことですから。

川崎市のケースのように酷なケースが埋もれている可能性が高い。夢を奪われて泣き寝入りしている高校生、たくさんいるかもしれないですよ。ケースワーカーの皆さんにもお聞きして、この調査どうなんですとか言ったら、手問もさして掛からないんだよということなんです。是非調査すべきだと思います。調査してくださいよ、お願いします。いかがでしょう。

○**政府参考人(谷内繁君)** お答えいたします。御指摘のような調査の実施につきま

しては、実際に事務を担当される自治体、ケースワーカーの方は全国で一万六千人余いらっしゃいますけれども、自治体の負担を考慮する必要がありますと考えておりますので、自治体の意見を踏まえつつ、慎重に判断すべきものだと思います。

○**山本太郎君** 自治体の判断を踏まえつつと言いますが、いろんな通知出しているじゃないですか。いろんな通知出して、不正受給ではないのに不正受給だと決めつけられるような通知も幾つも出しているじゃないですか。なのに、この件に関しては、どうしてそこに、足踏み込もうとしないんですかね。非常に不思議です。

全国的に同じようなケースがたくさん起きてしまう、その諸悪の根源とも言える理由がこれです。資料の最後を御覧いただきたいと思えます。平成二十四年七月二十三日に出された「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」という厚生労働省社会・援護局保護課長の通知、これが諸悪の根源です。未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務があるので、申告を怠っていれば原則として七十八条の適用、つまり不正受給として扱うべきであると指示しているわけですよ。

この通知があるから、全国の福祉事務所は高校生のバイト料も不正受給扱いせざるを得ないんですよ。しかも、この通知、申告義務の説明、徹底するよう求めていますよ。申告していないから不正受給と言われるんだらうって。申告義務の説明、徹底するように求めているんですけども、先ほど説明したような、いろんな控除があると言いましたよね、皆さん、四つ目の資料でお示ししたとおり。申告すればいろんな控除があつて、自分のために使えるんですよと説明しなければならぬこと、この通知の中で一切求めていないんですよ。

実際、全国的にこうした説明と控除をきつちりと行っている自治体、非常に少ないと聞きます。生活保護受給のルールも現場で十分に説明されない、受ける側が、申告した場合のメリットも全然説明せずに、後になって不申告が分かれば不正受給として全額取り上げるなんて、これ詐欺みたいな話じゃないですか。生活保護世帯の高校生は、頑張つてバイトしても不正受給扱いされて全額返還を求められるというなら、これ裏切られた思いになるし、働く意欲だって失いますよ。これも人間不信になりますよ、こんなことになっていたら。

今回の横浜地裁の判決を踏まえて、こうした保護課長通知の規定の仕方、一方的ですよ。足りないものもあるんじゃないですか。削らなさいいけないものもあるんじゃないですか。見直す必要があると思っんです。

見直す必要があると思っ部分は三点的に三つあります。一つ、高校生バイト料も原則不正受給と扱うべきというように取れる部分、これ削除すること。二つ、申告義務の説明だけじゃなく、未成年者控除、基礎控除、自立更生控除などを申告した場合のメリットの説明も徹底するよう明記すること。三つ目、この問題の平成二十四年七月二十三日通知では、収入申告義務があることを説明する際、説明を受けたことの確認のためサインを取るよう指示しています。世帯に高校生がいるときには、当該高校生の本人の自署による署名等の記載を求めることとされていると。署名を求める書式には義務の説明だけで、先ほどから繰り返ししているように、控除についての説明はありません。このような書類に高校生にサインさせて、後で不正受給として扱う根拠としようとしているんじゃないですか。そういう考え方がひきょうとしか言いようがない、余りにも酷なやり口だと思いませんか。このような取扱いもやめるべきです。

今申し上げた三点、改正していただけませんか。通知、この課長通知、是正してもらえませんか。残り二分しかないのに、引き延ばすのはやめてください。ね。

○**政府参考人(谷内繁君)** お答えいたします。

生活保護制度につきましては、全額公費によつてその財源が賄われることに鑑みまして、国民の理解が得られる公正な制度とすべく、不正受給対策等を図っていくことが重要であると考えております。そのため……(発言する者あり)

○**委員長(大島九州男君)** 聞かれたことに答えるように。

○**政府参考人(谷内繁君)** はい。

そのため、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた等の場合については法第七十八条により費用徴収を行つており、具体的には、保護の実施機関が被保護者に対し届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき、また、課税調査等によりまして当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき等の場合に適用することとしております。

未成年者である世帯につきましても同様に、保護の実施機関に対しまして収入の申告の義務はあると考えております。したがって、申告を怠つて先ほど申し上げた場合に該当すれば、法第七十八条を適用する必要があると考えております。

一方で、収入申告をすれば収入認定除外や控除等の対象になることと収入申告の徹底については別の問題と考へているところでございますが、生活保護世帯の皆様が収入認定控除につきまして理解されることが大事でございます。また、収入認定除外や控除が適切に適用されるよう、今後とも保護の実施機関に対しまして、あらゆる機会を通じて当該制度の周知徹底を図つてい

きたいというふうにご考へております。

○**山本太郎君** 全く答えてくれなかつたですね。二分近く時間使つて全く答えないってどういうことなんですか。不正受給は許されるべきものじゃないですよ。是正されるべきです、そこは、もちろん。そのための七十八条は必要でしょう。だけど、それを不正受給じゃない人たちまで巻き込まれるようなことに対して、こういう通知は改めてくださいと言っているんですよ。

大臣、最後にお願ひします。もちろん持ち場が違うということは分かりません。けれども、縦割りに対し横串を入れるんだという言葉を言っている安倍政権の一員であり、そしてその中で子供の貧困担当なんです。是非一言ください。

○**委員長(大島九州男君)** 有村国務大臣、簡潔に。

○**国務大臣(有村治子君)** 委員が御主張されたように、申告義務があることを丁寧に説明していくこと、申告した場合に控除があるというメリットをやっぱり明確に伝えていくことは、高校生の自助努力の善意ということを拾つていく上でも極めて大事な御主張だということふうに敬意を持って拝聴いたしました。

この議事録をしっかりと厚生労働省の三役にもお伝えをさせていただきますと思ひます。

○**委員長(大島九州男君)** 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

以上

